



平成 27 年 12 月 24 日

各 位

会 社 名 関西電力株式会社
代 表 者 名 取締役社長 八木 誠
(コード : 9503 東証第一部)
問 合 せ 先 経理部長 松田 善和
T E L 06-6441-8821

高浜発電所 3、4 号機運転差止仮処分命令に対する 保全異議の申立て等にかかる決定について

本日、福井地方裁判所において、高浜発電所 3、4 号機の運転差止仮処分命令を取り消す決定が出されました。

当社は、平成 27 年 4 月 14 日に出された仮処分命令に対して、同月 17 日、福井地裁に保全異議の申立てを行って以降、高浜発電所 3、4 号機運転差止仮処分に係る原審の決定が合理性を欠くこと、および高浜発電所の安全性が確保されていることについて、科学的・専門的知見に基づき具体的に主張・立証してきました。

また、本日、大飯発電所 3、4 号機の運転差止を求める仮処分命令申立てについても却下するとの決定が出されました。

本日の 2 つの決定は、高浜発電所・大飯発電所の安全性が確保されていることについてご理解いただいた結果であると考えております。

当社は、今後とも原子力発電所の自主的かつ継続的な安全性向上に努めるとともに、引き続き、新規制基準への適合性にかかる審査・検査に真摯に対応し、立地地域をはじめ、社会の皆さまのご理解を賜りながら、安全性が確認された原子力プラントの 1 日も早い再稼働を目指してまいります。

なお、現在、高浜発電所 3、4 号機については、原子力規制委員会による使用前検査を受けているところであり、また、大飯発電所 3、4 号機については、原子力規制委員会による新規制基準適合性に係る審査を受けているところであり、稼働していないため、本件仮処分の決定による業績に与える影響を見積ることができない状況です。

以 上